

# 馬込斎場利用の手引き

(平成 30 年 4 月)

四 市 複 合 事 務 組 合  
(船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市)

<本手引き中主な施設の利用方法の変更について>

○平成30年4月1日からの変更

- ・第1式場の10時火葬の廃止
- ・式場利用の際の無料備品に受付台、衝立、香典受盆、忌中額を追加
- ・遺体保管室及び霊安室の名称の変更
- ・遺体保管室でのお別れの廃止及び第6収骨室でのお別れの新設
- ・遺体保管室から出棺（移動）の際のご葬家等の待機場所
- ・施設外に設置できた花環の設置の廃止
- ・霊きゅう自動車での搬送は搬送先を出発できる状態でご連絡を頂き馬込斎場を出発
- ・霊きゅう自動車の経路変更による管内往復距離の変更

## 目 次

馬込斎場 施設の概要	1
馬込斎場 施設の利用について	
1 概要・利用資格	4
(1) 概要	
(2) 利用資格	
2 休業日	4
3 受付時間・予約方法	4
(1) 受付時間	
(2) 予約方法	
4 書類の手続き	7
5 ご遺体の納棺と安置	7
(1) 納棺	
(2) 副葬品の制限	
(3) 安置	
6 利用当日の手続き・支払い等	9
(1) 火葬到着時の手続き	
(2) 火葬中の手続き	
7 葬儀	10
(1) 葬祭業者式場での葬儀	
(2) 馬込斎場での葬儀	
8 火葬	10
(1) 最後のお別れ	
(2) 火葬	
(3) 火葬中の滞在	
(4) 骨壺の準備・取り違い等の防止	
(5) 収骨	
9 帰宅	11
10 馬込斎場をご利用の方々へ	11
(1) 利用の案内	
(2) 遵守事項	
(3) 葬祭業者への連絡依頼事項等	
11 施設利用の流れ	13
12 利用料金区分	14
(1) 施設使用料金	
(2) 霊きゅう自動車使用料金	

13	その他	15
	(1) 証明書の発行	
	(2) 祭壇・料理等の搬出入等	
	(3) 改葬予約方法	
	(4) その他	

### 式場の利用について

1	概要・利用資格	17
	(1) 概要	
	(2) 利用資格	
2	休場日	17
3	受付方法	17
4	火葬時間	17
5	使用時間	17
6	式場利用時の出棺時間	17
7	式場利用の流れ	18
8	式場の飾りつけ	19
	(1) 遵守事項	
	(2) 持込禁止物品	
	(3) その他式場使用に係る事項	

### 遺族控室・通夜振舞用控室・宗教者控室の利用について

1	遺族控室	21
2	通夜振舞用控室	21
3	宗教者控室	22

### 遺体保管室の利用について

1	遺体保管室数	23
2	入出等時間	23
3	面会時間	23
4	お別れ式	23
5	その他	23

### 霊きゅう自動車の利用について

1	利用対象	24
2	距離加算	24
3	その他	26

### 添付資料

## 馬込斎場 施設の概要

### 1 設置組合

組合名 : 四市複合事務組合  
構成市 : 船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市  
所在地 : 〒273-0005  
千葉県船橋市本町2丁目7番8号  
(船橋市福祉ビル5階)  
電話 : 047-436-2772  
FAX : 047-436-2774  
HP : <http://www.yfj.jp/>

### 2 施設

施設名 : 馬込斎場  
所在地 : 〒273-0851  
千葉県船橋市馬込町1102番地1  
電話 : 047-438-1151  
FAX : 047-438-1152  
HP : <http://www.saijou.com/>

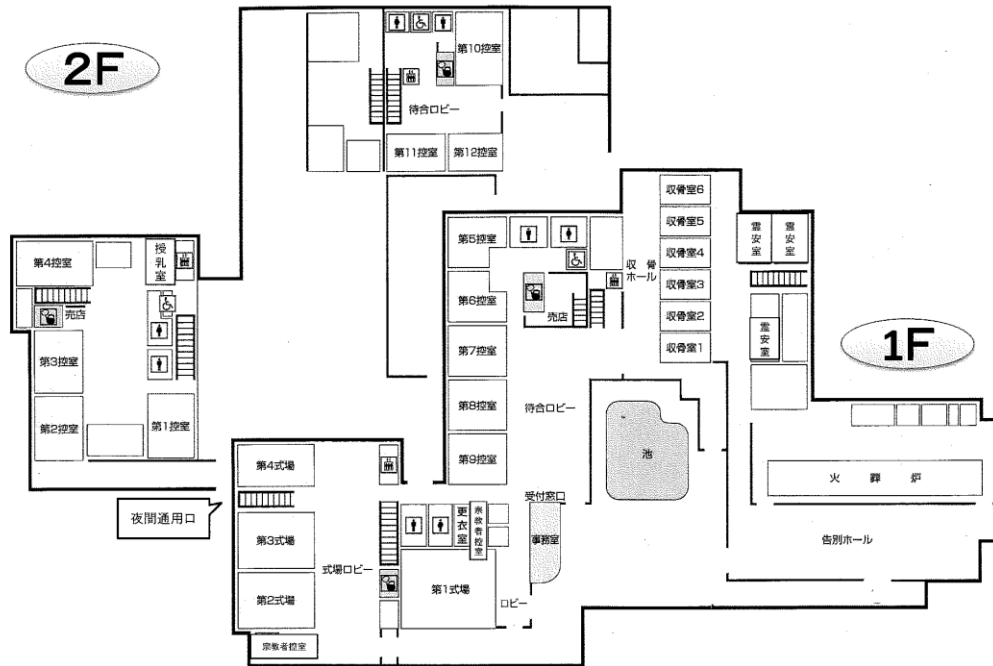
### 3 施設の概要

設置年月日 : 昭和55年4月1日  
敷地面積 : 19,601.70㎡  
建物の構造 : 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階  
建築面積 : 4,371.46㎡  
延床面積 : 5,953.93㎡  
火葬炉 : 15炉 (普通10炉・大型5炉)  
台車式寝棺炉 (燃料: 灯油・都市ガス)  
控室・待合室 : 12室 (和室4室・洋室8室)  
収骨室 : 6室  
式場 : 4室 (第1式場 最大120席・第2式場 最大75席)  
(第3式場 最大75席・第4式場 最大40席)  
霊安室 : 3室 (遺体保管室を設置してある部屋)  
遺体保管室 : 16室 (個々の冷蔵保管室)  
更衣室 : 3室  
授乳室 : 2室  
コインロッカー : 56台 (使用料金リターン式・100円/回)  
宗教者控室 : 4室

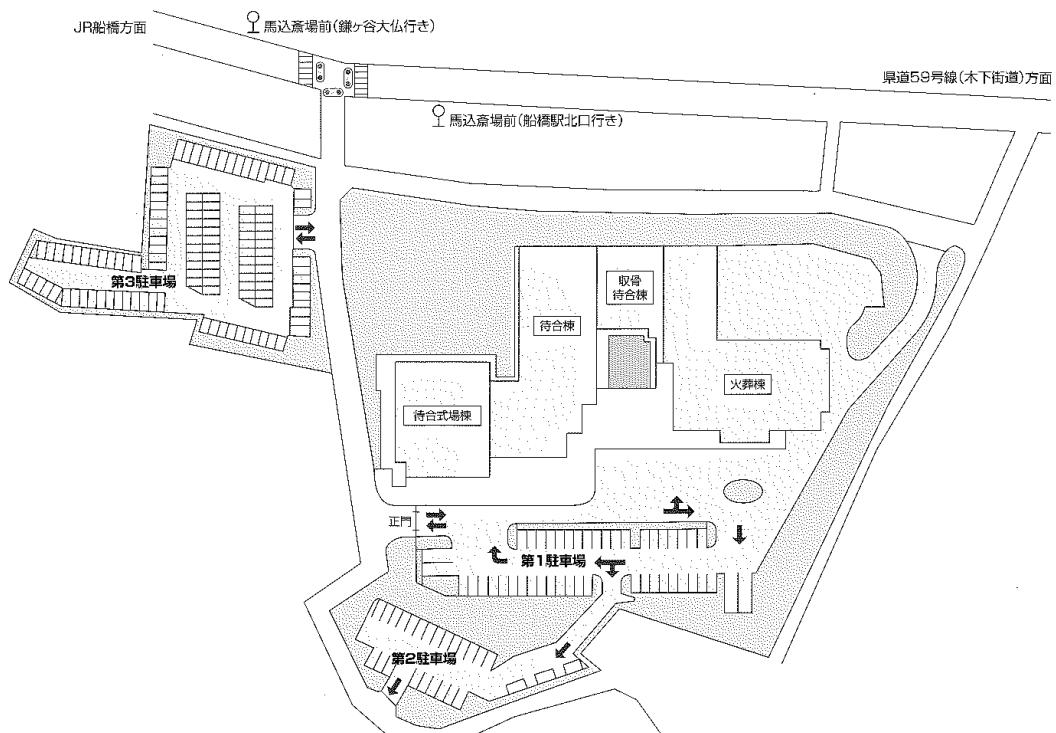
霊柩自動車 : 4台 (宮型1台・バン型2台 (クラウン) ・ワンボックス型1台 (セレナ))

駐車場 : 約200台

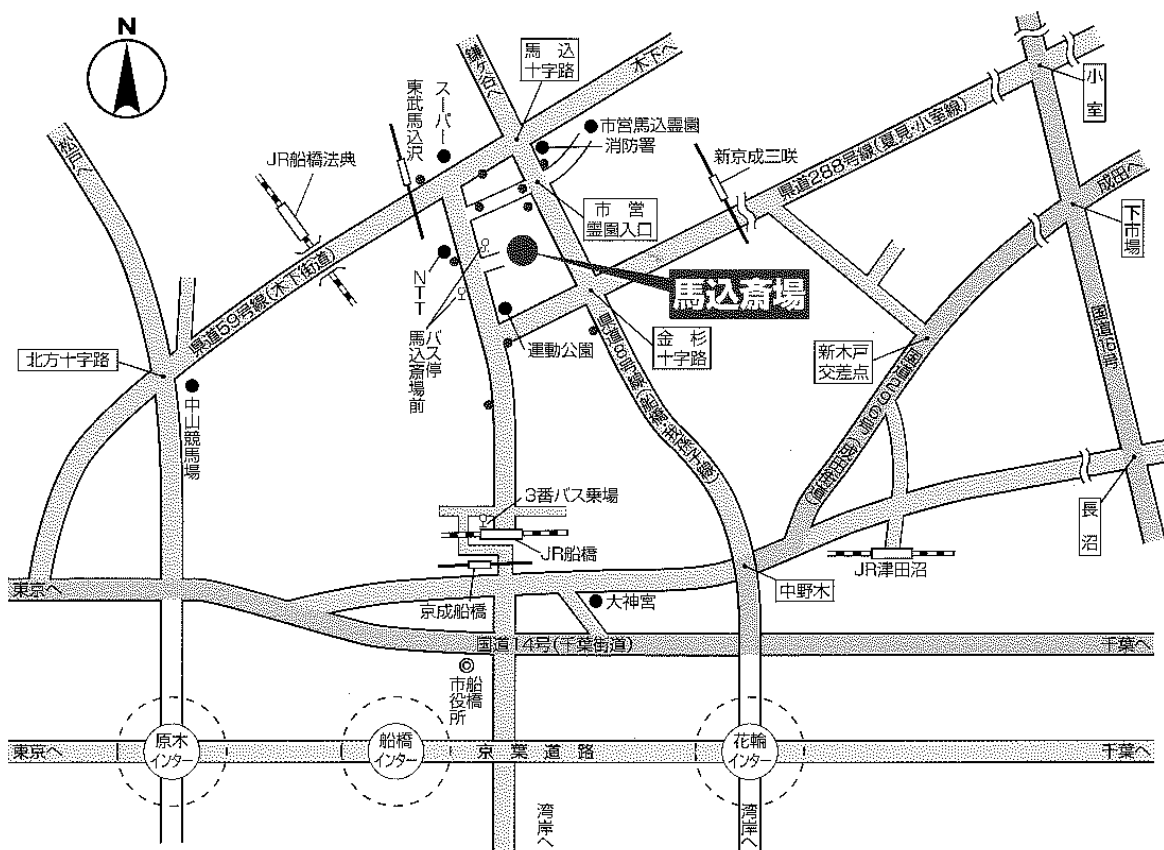
#### 4 馬込斎場平面図



#### 5 馬込斎場配置図



## 6 馬込斎場交通案内



(バス) 船橋駅北口③番乗場  $\xleftrightarrow{\text{約 4Km 約 15分}}$  馬込斎場前

鎌ヶ谷大仏①番乗場  $\xleftrightarrow{\text{約 3.8Km 約 15分}}$  馬込斎場前

(電車) 東武野田線 (東武アーバンパークライン) 馬込沢駅  
約 1.5Km 徒歩約 20分

(自家用車) カーナビゲーションをお持ちの場合は、目的地を『馬込斎場』としていただくか、電話番号に『047-438-1151』をセットして、実際の交通規制、交通情報等に従い、お気を付けてご来場ください。

## 馬込斎場 施設の利用について

「馬込斎場」の利用に際し、以下についてご理解・ご承知の上、斎場運営にご協力をお願いします。

### 1 概要・利用資格

#### (1) 概要

馬込斎場には「火葬場」と「式場」があります。

「火葬場」は死亡された方の火葬を法律に基づいて行う施設です。

「式場」は葬儀（通夜・告別式等）を行うことのできる施設です。

このほか、「遺体保管室（霊安室）」、「霊きゅう自動車」があります。

いずれも、予約が必要で使用料金がかかります。

#### (2) 利用資格

船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市（以下「管内」という。）の方がご利用いただけます。また、管内以外の方でも式場以外は斎場の業務に支障がないと認められるときはご利用いただけます。

ただし、斎場の管理上支障があると認められるとき及び式場の利用が暴力団の利益になると認められるときなどは使用許可をしません。

### 2 休業日

- ・ 1月1日

- ・ 管理者が別に定める日

友引の日（受付業務、式場業務及び霊きゅう運送業務は行います。）

年始特定日（1月2日・3日、受付業務及び霊きゅう運送業務は行います。）

### 3 受付時間・予約方法

WEBにより予約システムを利用し、予約時の事前必要事項の入力後、登録（新規）ボタンを押すことにより先着順で予約の枠の確保となります。予約番号が発行されます。速やかに詳細入力もお願いします。

#### (1) 受付時間

- ・ WEBによる受付：24時間（システムメンテナンス時間帯を除く）

斎場施設の使用の予約ができる期間は、火葬を行おうとする日の10日前の午前7時から火葬を行おうとする日の前日の午後0時までとします。

- ・ 問い合わせなど：午前8時45分から午後5時15分（窓口もしくは電話）

#### (2) 予約方法

##### ①個人

馬込斎場の窓口か電話（047-438-1151）にて対応します。

詳細打ち合わせのため火葬許可証を用意し、ご来場ください。



## ②予約システム利用者登録済み葬祭業者

予約システムの登録業者はWEBにより予約します。

## ③予約システム利用者登録をしていない葬祭業者

初回は馬込斎場の窓口か電話（047-438-1151）にて対応します。

予約の枠を確保しますので、早急に予約システムの利用者登録をしていただき、付与されました利用者登録番号（業者番号）及びパスワードにて詳細必要事項を入力してください。

2回目以降はWEBにより予約システムでの予約を行います。

登録には手続きが必要ですので、詳細はお問い合わせください。

## ④予約システム利用者登録方法

i 葬祭業者が予約を行うためには、『四市複合事務組合斎場予約等システム』に登録する必要がありますので、利用者登録申請を行ってください。

『斎場予約等利用者登録申請書』は、馬込斎場ホームページからダウンロードして作成できます。登記事項証明書又は業務の概要のわかる書類を添えて提出してください。

ii 登録されると利用者登録番号（業者番号）及びパスワードが付与され、予約システムによる予約申し込みが可能となります。

iii 利用者登録にあたっては、馬込斎場運営要綱を遵守してください。

## ⑤予約時の事前必要事項

- ・火葬日時及び控室利用の決定並びに式場利用日及び控室利用の決定  
※予約システムの空き情報を確認してください
- ・予約種別（大人・小人・死胎）
- ・火葬炉種別（普通炉・大型炉）
- ・死亡者及び申請者の住所区分（管内・管外）  
死胎の場合は母の住所区分（管内・管外）
- ・死亡日  
死胎にあっては分べん日
- ・死亡者の氏名（かな）  
死胎にあっては母の氏名（かな）
- ・遺体保管室の使用の有無
- ・霊きゅう自動車の使用の有無等

## ⑥予約時の詳細必要事項

- 申請者の情報
  - ・住所・氏名・死亡者との続柄・連絡先
- 死亡者の情報
  - ・火葬許可証発行市区町村名・発行番号

- ・ 氏名（死胎は父母）・性別・出生年月日（死胎は妊娠月数または週数）・死亡日時（死胎は分べん日時）・本籍（死胎は父母）・死亡時住所（死胎は父母）・死亡場所（死胎は分べん場所）・死因
- ・ 案内表示名及び収骨案内放送名（かな）
- ・ 出棺場所
- ・ 宗派
- ・ 式場の祭壇種別
- ・ 告別ホールでのお別れ
- ・ 棺サイズ及び総重量
- ・ 納骨容器購入の有無
- ・ ペースメーカーの有無
- 葬祭業者情報
  - ・ 担当者氏名
  - ・ 連絡先電話番号     など

入力後、確定登録となります。

※予約システムに火葬許可証の情報を入力する際は火葬許可証のとおり入力していただき、数字につきましては半角数字で入力をお願いします。

#### ⑦火葬許可証の送信

施設利用前日の午後0時までに、「特記事項連絡票兼火葬許可証送信票」に葬祭業者名、担当者名、連絡先、予約番号、死亡者氏名、火葬日時と特記事項がありましたら記入し火葬許可証とともに馬込斎場へFAX（047-438-1152）送信してください。

ただし、火葬許可証の発行が間に合わない場合は、施設利用前までに持参してください。

#### ⑧予約内容の変更や取り消し

予約内容の変更や火葬枠・式場枠の取り消しがないようにお願いします。空き状況がわからなくなったり、火葬枠・式場枠が使いなくなったりなど他の利用者の迷惑となります。あらかじめ、ご葬家、宗教者及び葬祭業者などで打ち合わせを済ませてから予約をしてください。

やむを得ず予約内容の変更や火葬枠・式場枠の取り消しが必要になった際は馬込斎場に電話連絡をしていただくとともに「予約内容変更連絡票」に葬祭業者名、担当者名、連絡先、予約番号、死亡者氏名、火葬日時と変更内容や取り消しの詳細と理由を記入して馬込斎場へFAX（047-438-1152）送信してください。

また、詳細必要事項の入力が施設（火葬・式場）を使用する日の前日の午後0時までにされなかった場合は予約を取り消すものとします。

## ⑨その他

- ・施設の空き情報は業者登録をしていなくても確認できます。
- ・W E B 予約の詳細は別冊の「四市複合事務組合斎場予約システム操作説明書」を参照して下さい。
- ・遺体保管室の当日もしくは翌日の利用でW E B 予約ができない場合は、火葬日をW E B 予約で押さえてから馬込斎場に問い合わせください。
- ・遺体搬送のための霊きゅう自動車の利用の場合は、火葬日をW E B 予約で押さえてから馬込斎場に問い合わせください。

## 4 書類の手続き

### ①死亡届（死産届）

- i 各市役所の戸籍担当課又は出張所の窓口もしくは亡くなられた病院等で受け取り、同届用紙内にある「死亡診断書（死体検案書）」欄に医師等の証明を受け、所定の欄に必要事項を記入します。
- ii 各市役所の戸籍担当課又は出張所の窓口へ「死亡届（死産届）」を提出し、「死体（死胎）火葬許可証」の交付を受けます。  
交付されました「死体（死胎）火葬許可証」の記載内容に間違いがないか必ず確認をしてください。

### ②馬込斎場使用許可申請

- ・W E B により予約をしたときはシステムよりダウンロードした「馬込斎場使用許可申請書」に、「死体（死胎）火葬許可証」と「申請者の認印」を持参して馬込斎場に提出してください。
  - ・個人の方で馬込斎場の窓口か電話で予約をしたときは「死体（死胎）火葬許可証」と「申請者の認印」を持参して馬込斎場に来場してください。
  - ・管内の行政が使用申請をするときは「申請者の認印」の持参の代わり及び立ち合いの委任状の代わりに「馬込斎場使用許可申請書」に公印の押印を受けて、「死体（死胎）火葬許可証」とともに馬込斎場に提出してください。
- ※「死体（死胎）火葬許可証」の火葬場所の記載が「馬込斎場」でない場合や「未定」の場合は火葬できませんので注意してください。
- ※死亡者が管内以外の方で、「死体（死胎）火葬許可証」の申請者以外の方が馬込斎場の使用許可を申請する場合は、運転免許証や健康保険証などの住所のわかるものを提示してください。

## 5 ご遺体の納棺と安置

### (1) 納棺

- ①棺は木製に限ります。エコ棺（強化段ボール製の棺）は受け入れられません。ただし、死胎及び改葬は普通の段ボール箱の使用が可能です。

②遺体保管室の利用、葬儀、火葬の際はご遺体が納棺されている必要があるため、棺の手配と納棺を葬祭事業者等に依頼してください。

ご遺体の遺体保管室への入出室については、馬込斎場側で対応しませんので人員を確保し対応してください。

③棺の対応できる大きさは、下記のとおりでお願いします。

i 火葬

・普通炉：長さ197.0cm・幅59.0cm・高さ60.0cm以内

・大型炉：長さ220.0cm・幅70.0cm・高さ60.0cm以内

ii 霊きゅう自動車

・宮型：長さ198.0cm・幅67.0cm・高さ60.0cm以内

・バン型：長さ204.0cm・幅60.0cm・高さ60.0cm以内

・ワムツ型：長さ200.0cm・幅65.0cm・高さ60.0cm以内

iii 遺体保管室

・遺体保管室：長さ220.0cm・幅75.0cm・高さ58.0cm以内

(2) 副葬品の制限

ご遺骨の破損、火葬時間の延長や火葬炉設備の損壊などの原因となる副葬品は柩の中へ入れないでください。

①ご遺骨の破損、変色の原因となるもの

i 金属製品：装飾品・携帯電話・時計・メガネなど

ii ガラス製品：ビン・食器など

②火葬時間の延長の原因となるもの

i 果物：スイカ・メロンなど

ii 大量の紙類：辞書・書籍など

iii 繊維製品：大量の衣類・大きなぬいぐるみなど

③火葬炉設備の損傷の原因となるもの

i 爆発物：飲料缶・スプレー缶・ライター・電池など

ii カーボン製品：杖・釣り竿・ゴルフクラブ・ラケットなど

④大気汚染の発生の原因となるもの

i ビニール製品：鞆・靴・玩具等

ii 石油化学製品：衣類・寝具・緩衝材・敷物・ゴルフボール・CDなど

⑤その他

・ペースメーカーなどの医療機器は火葬中に爆発し、ご遺体と火葬炉設備を損傷する恐れがありますので、必ず事前に申し出て下さい。

・紙幣、貨幣、指輪などの貴金属については、火葬による焼失より、トラブルの原因となりますので絶対に入れなくてください。

・ドライアイスは火葬炉内の温度が上がり難くなるため、なるべく取り除いてください。

- ・故人様の愛用品（メガネなど）で納骨容器に納められる大きさのものは、柩に納めるのではなく収骨の際にご遺骨と一緒に納骨容器に納めるようにお願いします。

### (3) 安置

病院等からご遺体をご自宅や葬儀ホール等へ搬送し、通夜または火葬まで安置してください。

- ・搬送はご遺族が行うか葬祭業者等に依頼して行ってください。葬祭業者等に依頼した場合の料金は、その業者にお支払いください。
- ・搬送は馬込斎場の霊きゅう自動車を利用することもできます。ご利用の際は立ち合い及び搬送先までの同行をお願いします。
- ・安置には馬込斎場の遺体保管室（霊安室）を利用することもできます。

## 6 利用当日の手続き・支払い等

### (1) 火葬到着時の手続き

#### ①書類の提出

「馬込斎場使用許可申請書」と「死体（死胎）火葬許可証」を馬込斎場の受付担当者に提出してください。予約の内容を確認させていただきます。

#### ②分骨の申し込み

i 分骨を希望される場合は、「火葬（分骨）証明申請書」に記入し、申請者の記名押印又は自署のうえ、馬込斎場窓口で申し込みください。

分骨証明書は火葬当日に斎場にて分骨するものに限りです。

ii 分骨用の骨壺を希望される場合は、分骨の申し込み時に申し出てください。

#### ③残骨の申し出

i 焼骨の全部を引き取ることができないときは残骨の処分に係る「誓約書」を提出してください。

### (2) 火葬中の手続き

#### ①書類の受取

i 火葬開始後、受付時に斎場が預かりました「死体（死胎）火葬許可証」に斎場長が火葬証明を行い、返却します。あわせて「馬込斎場使用許可書」をお渡しします。

ii 火葬証明を行った「死体（死胎）火葬許可証」は、墓地等に納める際に必要となりますので、大切に保管してください。

#### ②使用料金等の納入

i 斎場施設並びに霊きゅう自動車の利用及び納骨容器の頒布に応じた使用料金等を斎場の受付窓口にて現金で納入してください。その際、申請者が立ち会ってください。

ii 使用料金の納入は火葬開始後から収骨開始までの間にお済ませください。

iii 銀行振込、クレジットカード等の取扱いは行っていませんので、現金での納入にご理解、ご協力をお願いします。

## 7 葬儀

### (1) 葬祭業者式場での葬儀

i 葬祭業者等の式場で葬儀を行う場合は、その葬祭業者等と相談して実施してください。

ii 葬儀終了後、馬込斎場へ出棺となります。

### (2) 馬込斎場での葬儀

i 馬込斎場の式場でも葬儀を行うことはできますが、葬儀の施行はご遺族が行うか葬祭業者へご依頼ください。

## 8 火葬

### (1) 最後のお別れ（対面）

①馬込斎場到着後、告別ホールにおいてご遺族、会葬者の方の最後のお別れ（対面）をします。

他の方の火葬受入もありますので、短時間をお願いします。

②馬込斎場で葬儀を行った場合は、式場においてご遺族、会葬者の方の最後のお別れ（対面）をします。

### (2) 火葬

最後のお別れの後、ご遺体を火葬炉にお納めし火葬が行われ、焼香をします。

### (3) 火葬中の滞在

①火葬中、ご遺族、会葬者の方は控室にてお待ちいただきます。火葬は1時間30分程度です。控室は清掃終了後から使用できます（概ね火葬時刻の15分前）。

②管内の方の控室は1室無料で使用でき、セルフサービスで湯、茶葉、茶器を利用できます。

③控室で飲食される場合は、葬祭業者等を通じて用意してください。酒類、ジュース類、おつまみ等は斎場内の売店（船橋市社会福祉協議会）でも販売しています。

④控室利用後は原状復旧し、清掃後ごみなどはすべてお持ち帰りください。

### (4) 骨壺の準備・取り違い等の防止

骨壺は収骨室前の指定の場所に記名のうえ、準備をお願いします。場所を間違えますと、他のご遺族の骨壺を使用してしまう恐れがあります。

骨壺の取り違い等防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

### (5) 収骨

①火葬終了後、館内放送で収骨のご案内をいたしますので、ご遺族、会葬者

の方は収骨室にお集まりください。控室には戻りませんので荷物をすべてお持ちください。

②係員の案内により喪主の方など遺族代表者3名程度で火葬炉前に焼骨のお迎えをします。

③分骨を申し込まれた場合は係員のアドバイス等により、収骨をします。

## 9 帰宅

収骨をもって終了となります。忘れ物のないよう帰宅の準備をお願いします。

## 10 馬込斎場をご利用の方々へ

馬込斎場を利用される方には、次の事項についてご協力をお願いします。

### (1) 利用の案内

①馬込斎場の建物内は、喫煙所を除いて禁煙です。喫煙される方は、喫煙所を利用してください。

②AED（自動体外式除細動器）を受付窓口横に設置しています。

③特定の葬祭業者や仕出し業者との業務提携や指定（推薦）は一切ありません。また、紹介もいたしません。

④施設は、午後10時から翌午前6時まで施設をします。やむを得ず出入りをする場合は警備員に申し出て、夜間通用口をご利用してください。

⑤忘れ物、盗難、怪我、事故等の責任は負いかねますので十分に注意してください。また、貴重品などのお預かりはできません。

⑥タクシーの呼出しはいたしません。事務所窓口及び公衆電話の隣に掲示の電話番号一覧表をご覧になり、各自で問い合わせください。

⑦ペット等（身体障がい者補助犬を除く）は、種類、大きさを問わず入場できません。

⑧場内での車両運行は最徐行で標識及び標示に従ってください。

⑨車両の待機中及び停車中においては、アイドリング・ストップをお願いします。

⑩斎場職員による葬儀への従事、手伝いは一切いたしません。

### (2) 遵守事項

①馬込斎場の職員等（事務職員、霊きゅう運転職員、＜委託会社社員＞火葬、清掃、警備等）への金品等の心付け禁止

②斎場内の撮影禁止

③所定場所以外における飲食、喫煙及び火気の使用の禁止

④使用の許可を受けていない施設及び付属設備の使用の禁止

⑤物品の売買等の営利行為の禁止

⑥広告物、ポスター、ちらし若しくはその他これらに類するものの掲示若しくは配布又は看板の設置等の宣伝行為の禁止

- ⑦騒音を発する等、他人に迷惑をおよぼす行為の禁止
- ⑧壁及び柱等に張り紙やくぎ打ちなどの行為の禁止
- ⑨建物その他の物件を破壊し、又は汚損するおそれのある行為の禁止
- ⑩館内外を問わず花環の設置は禁止
- ⑪馬込斎場での葬儀案内看板（捨て看板）の設置は禁止
- ⑫前各号に掲げるもののほか、斎場長が斎場の管理運営上不適当と認める行為の禁止

(3) 葬祭業者への連絡依頼事項等

①予約システムによる連絡事項

- i 体内にペースメーカー等の医療機器がある場合
- ii 分骨を行う場合
- iii 仏式以外の宗教の場合
- iv 納体袋に納まっているなど、顔見せができない場合
- v 馬込斎場の棺、骨壺を購入する場合
- vi 控室を2室希望する場合（希望に添えない場合があります）

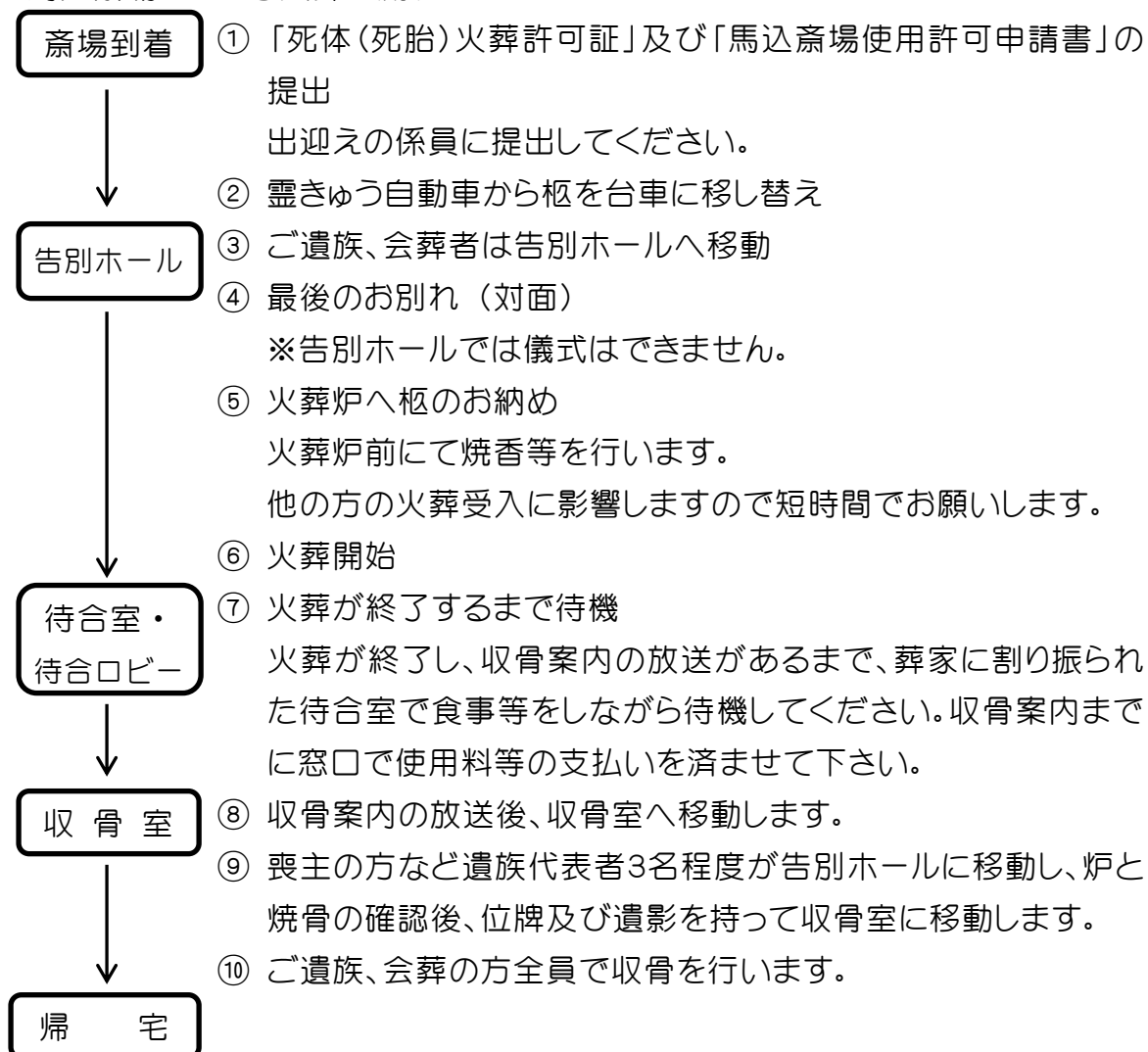
②馬込斎場利用当日の依頼事項

- i お客様到着時の案内
- ii 斎場到着時の柩の台車への移し替え
- iii 告別ホールから控室への案内
- iv 使用料支払時の窓口への案内
- v 収骨室前の指定場所への骨壺の設置
- vi 控室から収骨室への案内
- vii お客様お帰りの際の案内
- viii 通夜日に仮眠のため斎場に滞在する場合は午後10時から翌午前6時まで施設を施錠いたしますので、やむを得ず出入りする場合は事前に警備員にご用件を申し出て、夜間通用口を使用することをご説明ください。  
また、防犯上夜間通用口は午前1時をもって施錠し、以降の出入りはできなくなることもあわせてご説明をお願いします
- ix その他、利用における葬家に必要な伝達、案内等



## 11 施設利用の流れ

### 馬込斎場における火葬の流れ



## 12 利用料金区分

### (1) 施設使用料金

区 分		単 位	使用料金	
			住 民	住民以外
火 葬	15歳以上	1 体	3,700 円	50,000 円
	15歳未満	1 体	2,500 円	34,000 円
	死 胎	1 胎	1,200 円	17,000 円
	改 葬	1 件	1,200 円	17,000 円
控 室	2 時 間	1 室	3,600 円	7,200 円
	12 時 間	1 室	16,200 円	32,400 円
	24 時 間	1 室	21,600 円	43,200 円
式 場	第 1	2 時 間	6,600 円	13,200 円
		12 時 間	29,700 円	59,400 円
		24 時 間	39,600 円	79,200 円
	第 2 第 3	2 時 間	5,200 円	10,400 円
		12 時 間	23,400 円	46,800 円
		24 時 間	31,200 円	62,400 円
	第 4	2 時 間	3,600 円	7,200 円
		12 時 間	16,200 円	32,400 円
		24 時 間	21,600 円	43,200 円
祭 壇	第1式場	1 回	4,300 円	8,600 円
	第2・3・4式場	1 回	3,700 円	7,400 円
遺体保管室 (霊安室)		24 時 間	2,400 円	4,800 円

※火葬以外は消費税等相当額が加算されます。

※この表において『住民』とは、申請をする方が民法第725条に規定する親族(6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族)の方、死亡者にあつては死亡時の住所及び死胎にあつては父母の住所が管内に有する場合とし、『住民以外』とはそれ以外とします。

※式場の使用料金には宗教者控室の使用を含みます。

※控室、式場の単位時間を超えて使用する場合は各単位の単価に使用時間数を乗じて得た額とします。ただし、次の単位の使用料金を超える場合は次の単位の使用料金とします。

(2) 霊きゅう自動車使用料金

区 分			基本料金	距離加算単価
霊きゅう 自動車	宮 型	1 回	8,500 円	350 円/km
	バン型 (ワホック型)	1 回	5,000 円	175 円/km

※基本料金と距離加算の合計に消費税等相当額が加算されます。

※住所が管内に有する利用者の場合は基本料金と区域外の距離加算の合計に消費税等相当額が加算されます。

※ワホック型霊きゅう自動車はバン型の区分になります。

13 その他

(1) 証明書の発行

①馬込斎場で火葬を行った場合の分骨証明、火葬証明の発行を行っています。  
分骨証明は火葬当日に馬込斎場にて分骨するものに限りです。

②申請については、次に掲げる事項を記載した火葬（分骨）証明申請書を馬込斎場窓口に提出してください。

- ・火葬（分骨）証明申請書を提出する年月日
- ・申請者の住所、氏名、死亡者との続柄、連絡先
- ・証明書の申請理由
- ・記名押印又は自署
- ・死亡者（死胎にあつては父母）の本籍、住所、氏名、性別、出生年月日  
（死胎にあつては妊娠月数または週数）
- ・死亡年月日時（死胎にあつては分べん年月日時）
- ・死亡場所（死胎にあつては分べん場所）
- ・火葬日時

③予約システム詳細入力時に、火葬分骨証明書を希望するにチェックを頂くと火葬日当日に斎場にて申請書を用意しますので、内容を確認のうえ押印をしてください。

④「火葬（分骨）証明申請書」は馬込斎場ホームページ (<http://www.saijou.com/>) からダウンロードして作成できます。

(2) 祭壇・料理等の搬出入等

①荷物の搬出入の際に停車する場所は、第2・3式場裏及び第1式場前の業者搬出入駐車スペースと斎場西側通用門前駐車スペースのみとします。  
スペースに限りがありますので譲り合って利用してください。

②搬出入を終えた車両の駐車は第3駐車場とし、速やかに移動してください。  
移動の際は場内の指定進路を逆走しないでください。また、斎場周辺の道路には駐車しないでください。

- ③斎場正門付近への駐車は禁止です。やむなく停車する場合は斎場職員の承諾を得てください。
- ④使用後の祭壇・生花・料理用具等は速やかに撤去してください。
- (3) 改葬予約方法  
馬込斎場の窓口か電話（047-438-1151）にて対応します。  
詳細打ち合わせのためご来場ください。改葬許可証を用意してください。
- (4) その他  
両替やコピーの取り扱いはありません。

## 式場の利用について

### 1 概要・利用資格

#### (1) 概要

式場は、馬込斎場で火葬を行う場合に限り葬儀（通夜・告別式）の利用ができます。例外的に法事などでも利用ができる場合がありますが、飲食はできません。

#### (2) 利用資格

施設使用申請者もしくは死亡者が管内の住民基本台帳に記載されている方がご利用いただけます。

ただし、斎場の管理上支障がある認められるとき及び式場の利用が暴力団の利益になると認められるときなどは使用許可をしません。

### 2 休場日

- ・ 1月1日から同月3日まで
- ・ 管理者が別に定める日

### 3 受付方法

式場利用は1日4件までです。予約は火葬予約と同時に行ってください。また、通夜時の式場までのご遺体の搬送に馬込斎場の霊きゅう自動車を使用する場合は霊きゅう自動車の予約も同時に行ってください。予約の申し込み方法は、火葬予約をする場合と同じです。

### 4 火葬時間

第1式場 午前11時・午後0時

第2式場

第3式場

第4式場

午前10時・午前11時の各時間帯において3式場で2件まで

### 5 使用時間

①使用開始時間は、火葬前日の午後2時から火葬出棺までです。

②ろうそく等の点火後は必ずどなたかが付き添ってください。一時的に離れる場合でも必ず消火してください。

③火葬出棺後速やかに撤去、清掃をし、職員に使用後の確認を受けて下さい。

### 6 式場利用時の出棺時間

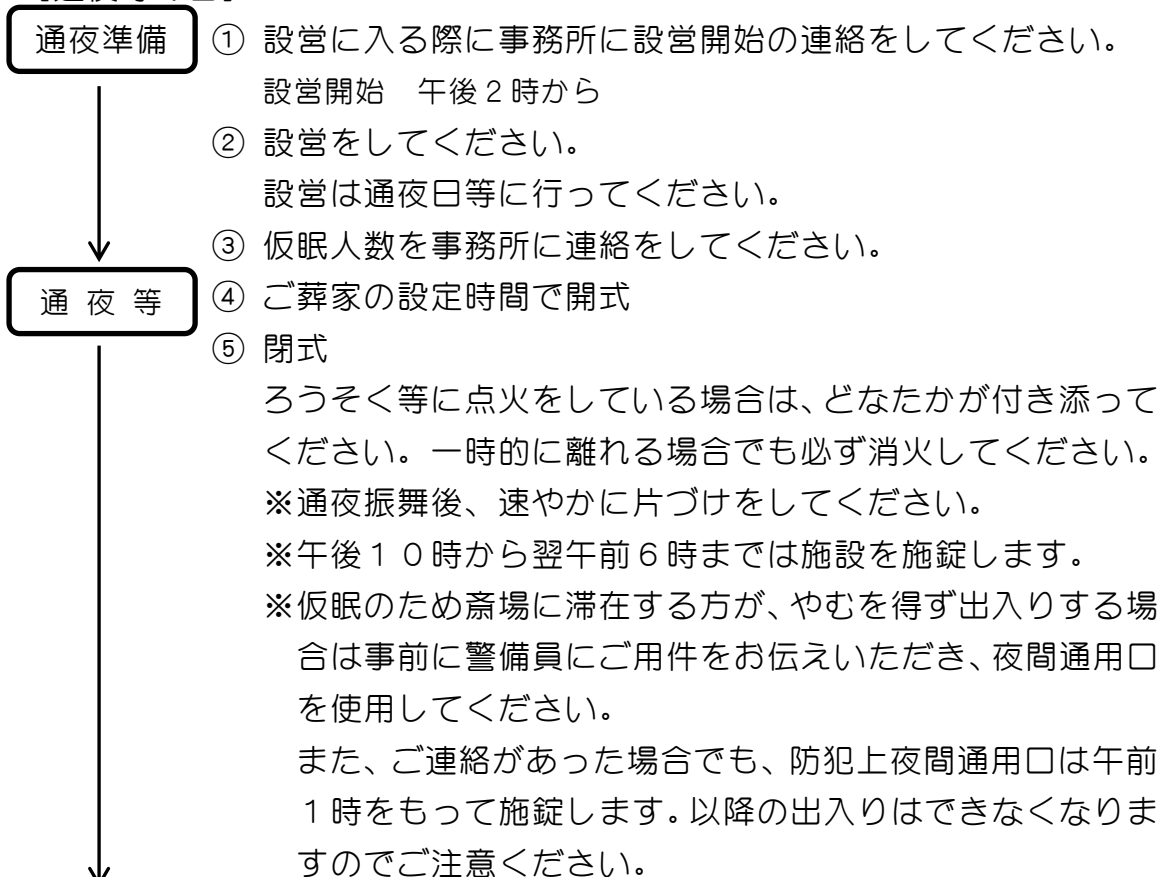
予約した火葬時間の15分前に式場から出棺し、告別ホールまで移動してください。

※出棺が遅れますと、その後の火葬に影響を及ぼしますので時間厳守でお願いします。

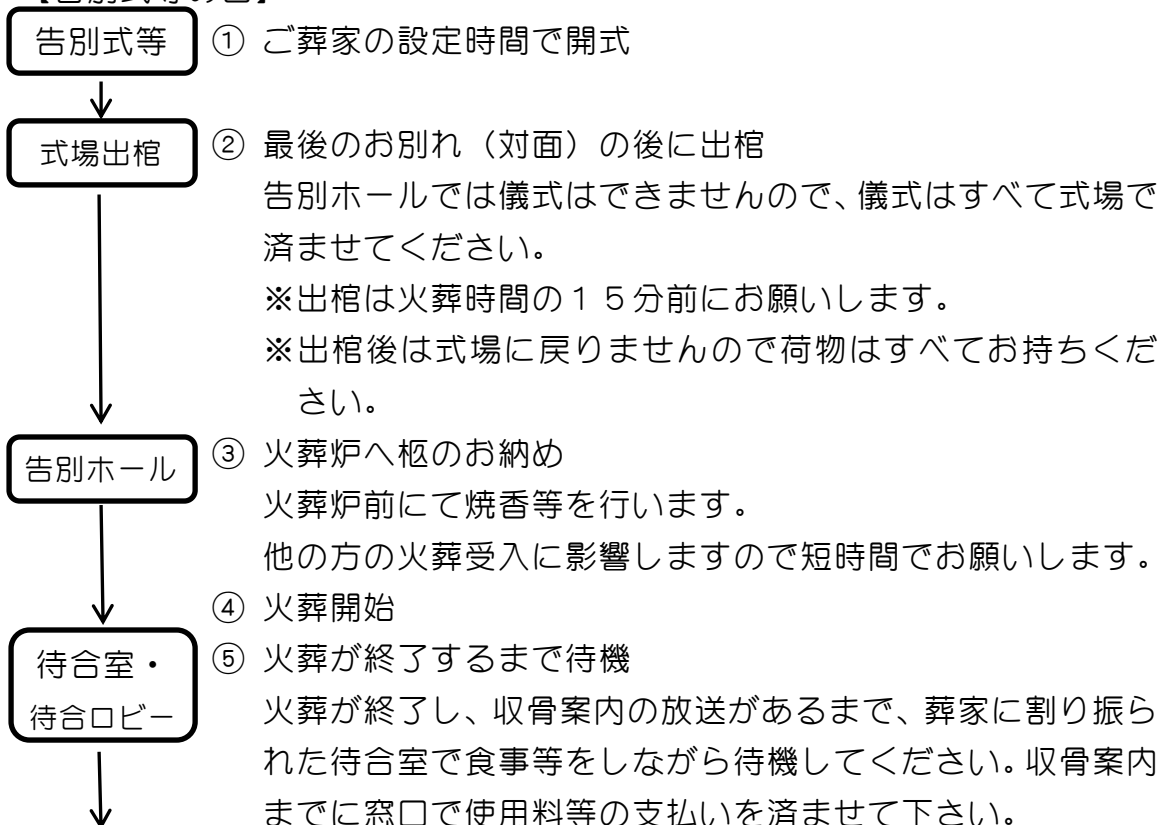
## 7 式場利用の流れ

### 馬込斎場における式場利用の際の火葬までの流れ

#### 【通夜等の日】



#### 【告別式等の日】



収骨室

⑥ 収骨案内の放送後、収骨室へ移動します。

⑦ 喪主の方など遺族代表者3名程度が告別ホールに移動し、炉と焼骨の確認後、位牌及び遺影を持って収骨室に移動します。

⑧ ご遺族、会葬の方全員で収骨を行います。

帰宅

## 8 式場の飾りつけ

式場を使用する方が飾りつけを行える場所は式場内です。

生花、遺影及び盛籠などは式場内に設置してください。

### (1) 遵守事項

① 入場者に危害を及ぼすような行為をしないこと

② 式場及び備品を汚損しないこと

③ 他方の葬儀に迷惑を及ぼすような行為をしないこと

### (2) 持込禁止物品

① 水を使用する物品（水車、つくばい、ししおどし及び滝など）

② 火を使用する物品（火鉢及びかがり火など）

③ 重量にある物品（岩及び石など）

④ お清め台及び手桶

⑤ 屋外に設置する案内看板及び花環

その他危険があると斎場長が認めるものは持ち込むことができません。

### (3) その他式場使用に係る事項

① 斎場の案内看板等の設置は禁止です。

② 読経や讃美歌などの声、音楽などの音が大きい場合、他の式場の方のご迷惑となる恐れがありますので、音響機器のボリュームを下げる、扉を閉めるなどのご配慮をお願いします。

③ 斎場の祭壇及びこれに付属する物品を扱う際は、手袋を着用してください。また、白木祭壇上には水気のものを配置しないでください。

④ 斎場の祭壇を使用せず、祭壇を持ち込むことができます。ただし、第4式場は花祭壇のみ持ち込むことができます。

⑤ 斎場の式場備品を使用する場合は祭壇料金がかかります。（ワイヤレスマイクセット、受付台、衝立、香典受益、忌中額を除く）

⑥ 備品や壁面、床面及び天井等に釘、鋏、粘着テープなどは使用しないでください。また、持ち込んだポールを天井及び壁面に設置しないでください。

⑦ 祭壇及び付属する物品、式場及びロビーの備品は、原則として使用前の状態に戻してください。

- ⑧第2式場及び第3式場の舞台は土足で上がらないでください。
- ⑨使用する方や入場する方が持ち込んだものは、ごみを含めてすべてお持ち帰りください。
- ⑩場内及び駐車場の混雑が予想される場合は、使用する方が誘導（案内）人員を用意してください。また、駐車スペース以外の駐車や他の来場者等に迷惑にならないよう配慮し、誘導に努めてください。
- ⑪告別式の利用者の挨拶は、式場内で済ませてください。
- ⑫式場は出棺後利用できません。出棺後は速やかに後片付けをし、原則として使用前の状態に戻してください。



## 遺族控室・通夜振舞用控室・宗教者控室の利用について

式場を使用する場合に使用ができます。宗教者控室は式場の使用料金に含まれていますが、遺族控室及び通夜振舞用控室を使用する際は予約時に同時に行ってください。有料にて使用できます。

### 1 遺族控室

- ・第1式場：第9控室（12畳・座卓4台・テーブル5台・50席）
- ・第2式場：第4控室（15畳・座卓4台・テーブル4台・48席）
- ・第3式場：第6控室（14畳・座卓4台・テーブル3台・42席）
- ・第4式場：第5控室（14畳・座卓4台・テーブル3台・42席）

①ご遺族の控室等に使用できます。通夜日の16時30分から告別式終了（出棺）まで使用できます。出棺後、火葬終了までの火葬待ちの控室となります。

i 通夜日に斎場に滞在する場合は、翌日の告別式終了（出棺）時まで有料で使用ができます。

ii 通夜日に帰宅される場合は、通夜振舞終了までと、翌日の午前8時45分から告別式終了（出棺）時まで使用ができ、時間単位で料金がかかります。

iii 通夜を行わず告別式のみの場合は、告別式の日の午前8時45分から告別式終了（出棺）まで使用ができ、時間単位で料金がかかります。

②備品等は原則として使用前の状態に戻してください。

③ごみなどはすべてお持ち帰りください。

### 2 通夜振舞用控室

- ・第1式場：第8控室（テーブル9台・54席）
- ・第2式場：第1控室（テーブル9台・54席）
- ・第3式場：第2控室（テーブル8台・48席）
- ・第4式場：第3控室（テーブル8台・48席）

①通夜振舞等に使用できます。通夜日の午後5時から午後10時（通夜振舞後、速やかに片づけをしてください。）まで使用ができ、時間単位で料金がかかります。（最低2時間）

※複数控室を希望の際は、空きがある場合に限り第1式場は5室、それ以外は2室まで増やすことができます。

②備品等は原則として使用前の状態に戻してください。

③ごみなどはすべてお持ち帰りください。

④放送用のボリュームを下げた場合は、収骨案内の放送が聞こえなくなるため、必ず元に戻してください。

### 3 宗教者控室

①式場ごとに宗教者控室があります。

第1式場は更衣室横に、第2式場から第4式場は第2式場横にあります。

②備品等は原則として使用前の状態に戻してください。

③翌日の告別式でも使われる荷物につきましても、紛失、盗難などの誤解の発生原因となりますので宗教者控室内に残さないでください。

④ごみなどはすべてお持ち帰りください。

## 遺体保管室の利用について

遺体保管室の使用にあっては火葬もしくは式場の予約時に同時に行ってください。管内以外の方は、斎場で火葬する場合もしくは管内にて死亡した場合に限り使用できます。

※遺体保管室とはご遺体を冷蔵保管する個々の保管室の名称とし、個々の遺体保管室を設置している部屋を霊安室とします。

### 1 遺体保管室数

16室（指定はできません）

### 2 入出等時間

午前9時（出棺は午前8時45分）から午後5時まで

i ご遺体を棺に納めた状態で入室してください。

ii 火葬時間の5分前には炉前ホールへ移動してください。

iii 火葬炉へのお出棺の際は午前9時火葬を除く各1時間帯1葬家のみ『お別れ』に第6収骨室の使用を認める場合があります。利用時間は火葬1時間前の15分から45分（例：午前10時火葬の場合は午前9時15分から午前9時45分）です。収骨室に納まる人数で扉を閉めて行ってください。ご利用を希望される場合は斎場窓口もしくは電話でお問い合わせください。午前9時火葬の場合は午前8時45分からの10分程度の利用となります。

iv 通夜式前の旅支度や化粧直しは通夜式場で行ってください。

### 3 面会時間

午前9時から午後5時まで

※入退室にあたっては、斎場職員の指示に従ってください。

※ご面会を希望される場合は、事前に人数及び来場時間を斎場に連絡し、申請者または葬儀の委託を受けた葬祭業者が立会ってください。

※遺体保管室からのお出棺・ご入室が優先となります。入出室など他の利用により時間調整をお願いする場合があります。

### 4 お別れ式

遺体保管室を使用しない方の霊安室でのお別れ式等は廃止となりました。

### 5 その他

i ご遺体は、体液、臭気漏れのないように措置してください。

ii ご葬家、会葬の方は、遺体保管室からのお出棺（告別ホールへの移動）の際は、告別ホールでお待ちいただき、第6収骨室でのお別れの際は、第6収骨室でお待ちいただき、ご遺体の移動は申請者または葬儀の委託を受けた葬祭業者が行ってください。

## 霊きゅう自動車の利用について

霊きゅう自動車の使用にあつては、火葬もしくは式場の予約時に同時に行ってください。

### 1 利用対象

- i 霊きゅう自動車の運行は管内の発地又は着地を対象とします。
- ii 斎場を午前8時45分から午後4時30分の間で出発できる範囲が対象となります。
- iii 火葬場への霊きゅう自動車の運行は、馬込斎場のみが対象です。
- iv 霊きゅう自動車の運転手による納棺、出棺時のお手伝いは行っていません。ご遺族もしくは葬祭業者等にてお願いします。

### 2 距離加算

- i 申請者もしくは死亡者が管内の住民の方が利用の場合で、運行が管内の場合は基本料金のみですが、管外（管内以外とし、以下同じ。）区域の運行については距離加算があります。
- ii 申請者及び死亡者が管外の住民の方の利用の場合は、基本料金に距離加算をします。
- iii 申請者もしくは死亡者が管内の住民の方が利用の場合で、管外区域を運行した場合の距離加算は、それぞれ方面別にした次表に掲げる管内往復距離を差引いた距離とします。

方 面	管内往復距離(Km)	方 面	管内往復距離(Km)
東京	15	千葉市・四街道市	22
市川市・松戸市	10	八街市・富里市・佐倉市 ・酒々井町・成田市	31
白井市・印西市	10		
我孫子市・柏市・流山市	17		

- iv 申請者もしくは死亡者が管内の住民の方が利用の場合で、管外区域を運行する下記の出棺場所の管外加算距離は、次表に掲げる距離とします。

また、申請者及び死亡者が管外の住民の方が利用の場合で、下記の出棺場所の加算距離は、次表に掲げる距離とします。

出 棺 場 所		管外加算距離(km)	加算距離(km)
船橋市	安国寺	—	1
	金杉ホール	—	5
	一会会館	—	6
	船橋儀式殿	—	8

	こみや倉庫	—	9
	インマヌエル船橋教会	—	10
	船橋東儀式殿	—	12
	ライフケア船橋会堂	—	12
	了源寺	—	12
	三咲霊園	—	14
	プライマリーホール	—	14
	カトリア会館薬円台	—	18
	船橋昭和浄苑	—	20
習志野市	習志野斎場	—	25
	無量寺	—	28
八千代市	八千代儀式殿	—	23
	大師霊園	—	29
	アテインゆりのきホール	—	32
	八千代斎場	—	33
	カトリア会館八千代	—	40
鎌ヶ谷市	グリーンホール道野辺	—	6
	ふかやま鎌ヶ谷斎場	—	9
	鎌谷寺	—	10
	メモリアルホールらん	—	17
千葉市中央区	千葉阿弥陀寺	36	58
千葉市花見川区	雅 幕張本郷ホール	4	26
	セレモ 八千代台・花見川ホール	2	24
	雲人会館	1	28
	カトリック習志野教会	1	28
	長胤寺	8	30
	雅 検見川ホール	10	32
佐倉市	志津霊園	1	45
松戸市	石井会館	1	15
	ファミリーユ六実ホール	2	16
	東葛メモリー	12	22
	東漸寺	23	33
市川市	市川儀式殿	6	11
	本八幡儀式殿	14	24
白井市	ライフケア西白井	8	18
印西市	縁	24	34

### 3 その他

- i 高速道路及び駐車場に係る料金は、利用者の直接負担とします。
- ii 遺体搬送の際は立ち合い及び搬送先までの同行をお願いします。
- iii 午前9時の火葬に係る霊きゅう運行には使用できません。

版数	発行	内容
初 版	平成30年 3月	新規
第2版	平成30年 4月	改定

## 添付資料

### 【齋場予約等利用者登録申請書】

#### 四市複合事務組合齋場予約等システム利用者登録申請書

平成 年 月 日

四市複合事務組合管理者あて

申請者 所在地  
(個人にあつては住所)  
法人名  
代表者職氏名  
(個人にあつては氏名)

印

馬込齋場運営要綱第27条の規定により、次のとおり四市複合事務組合齋場予約等システム利用者登録を申請します。

1	ふりがな 利用者登録名	
2	所在地 (個人にあつては住所)	〒
3	電話番号	
4	F A X 番号	
5	メールアドレス	

\*電話番号及びF A X 番号は市外局番から正しく記入して下さい。

【馬込斎場使用許可申請書】（手書用）

馬込斎場使用許可申請書

平成 年 月 日

四市複合事務組合管理者 あて

次のとおり斎場施設を使用したいので申請します。

申請者	住所	
	氏名	⑩
	死亡者との続柄	
	連絡先電話番号	

※申請者の記名押印又は自署をしてください。

予約番号			
死亡者 (死胎の場合は父母)	住所		
	氏名		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳
	出生年月日 (妊娠月数又は週数)	年 月 日 (妊娠 月又は 週)	
死亡年月日時 (分べん年月日時)		年 月 日 時 分	
火葬の区分		<input type="checkbox"/> 死 体 <input type="checkbox"/> 死 胎 <input type="checkbox"/> 改 葬 <input type="checkbox"/> その他	

種別	使用日時	
斎場施設	火葬	月 日 時 分
	控室 ( 室)	<input type="checkbox"/> 火葬 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 火葬 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 遺族 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 遺族 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 通夜 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 通夜 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 通夜 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
		<input type="checkbox"/> 通夜 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分
	式場	第 式場 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 祭壇使用する <input type="checkbox"/> 祭壇使用しない
遺体保管室	月 日 時 分 ~ 月 日 時 分	
霊きゅう自動車 ( 回)	月 日 <input type="checkbox"/> 宮型 <input type="checkbox"/> バン型 <input type="checkbox"/> ワンボックス型	
	月 日 <input type="checkbox"/> 宮型 <input type="checkbox"/> バン型 <input type="checkbox"/> ワンボックス型	
	月 日 <input type="checkbox"/> 宮型 <input type="checkbox"/> バン型 <input type="checkbox"/> ワンボックス型	
	月 日 <input type="checkbox"/> 宮型 <input type="checkbox"/> バン型 <input type="checkbox"/> ワンボックス型	

納骨容器等購入	購入を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない
---------	--



【火葬（分骨）証明申請書】（分骨証明用）

## 火 葬（分骨）証 明 申 請 書

四市複合事務組合 馬込斎場長 あて

死亡者（死胎の場合は父母）	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳
	出生年月日	年 月 日		
	妊娠月数又は週数	月 又は	週	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳
死亡年月日時 (分べん年月日時)		年 月 日 時 分		
死亡場所 (分べん場所)				

火 葬 日 時	年 月 日 時 分
<p>分骨のため、火葬分骨証明書の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">死亡者との続柄</p> <p style="text-align: center;">連絡先電話番号</p>	

【火葬（分骨）証明申請書】（火葬証明用）

## 火 葬（分骨）証 明 申 請 書

四市複合事務組合 馬込斎場長 あて

死亡者（死胎の場合は父母）	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳
	出生年月日	年 月 日		
	妊娠月数又は週数	月 又は	週	性別
死亡年月日時 (分べん年月日時)		年 月 日 時 分		
死亡場所 (分べん場所)				

火 葬 日 時	年 月 日 時 分
<input type="checkbox"/> 火葬許可書の再交付 <input type="checkbox"/> その他 のため、火葬証明書の交付を申請します。	
年 月 日	
申請者	住 所
氏 名	⑩
死亡者との続柄	
連絡先電話番号	

【特記事項連絡票兼火葬許可証送信票】

特記事項連絡票 兼 火葬許可証送信票

四市複合事務組合 馬込斎場長 あて

葬祭業者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

予約番号		死亡者氏名	
火葬日時	年	月	日 時火葬

下記のとおり特記事項がありますので連絡します。

【予約内容変更連絡票】

## 予約内容変更連絡票

四市複合事務組合 馬込斎場長 あて

葬祭業者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

予約番号		死亡者氏名	
火葬日時	年	月	日 時火葬

下記のとおり予約内容に変更が生じたので変更をお願いします。		
変 更 前	変 更 後	理 由

【誓約書】（残骨処分用）

<h2 style="margin: 0;">誓 約 書</h2> <p style="margin: 10px 0;">四市複合事務組合 馬込斎場長 あて</p>				
死亡者 （死胎の 場合は 父母）	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳
	出生年月日	年 月 日		
	妊娠月数又は週数	月 又は	週	性別
<p>平成 年 月 日 時 分火葬執行した上記の者の焼骨の処分にあたり、異議申し立てを行わないこと及び火葬申請者以外の者からの異議申し立てに対し、全責任をもって対処することを誓約します。</p> <p style="margin-top: 20px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">火葬申請者 住 所</p> <p style="margin-top: 20px;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin-top: 20px;">死亡者との続柄</p> <p style="margin-top: 20px;">連絡先電話番号</p>				

【親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）】

